

# 經濟論叢

第九十七卷 第四號

---

カンピオンの経営学について……………山本安次郎 1

「ブルジョア社会の  
国家形態への総括」とはなにか……………池上惇 24

独占成立期における工場制度の発展……………坂本和一 41

---

昭和四十一年四月

京都大學經濟學會

# 「ブルジョア社会の国家形態への 総括」とはなにか

——マルクス主義財政学の方法に関する一考察——

池 上 惇

日本のマルクス主義財政学に関する方法論論争は、第二次大戦後から今日に至るまで極めてシャープな形で展開されつづけてきた。それは一方ではカール・マルクスの経済学批判のプラン——今日までわれわれに残された最も壮大な経済学体系の未完成な草稿——をめぐりつつ、他方では、宇野弘蔵教授の経済学方法論に対する批判と反批判をめぐっておこなわれたものである。

マルクスの経済学批判の体系とプランをめぐる問題は経済学における国家の範疇をいかに展開し、解明するかにその中心的関心があつめられ、この面では、積極的な財政学体系の展開——マルクス主義の立場にたつ財政学の展開が企画されたということができよう。

これに対して、宇野教授の経済学方法論に依拠した財政理論に対する批判と反批判とは、財政学方法論上の理論的闘争であり、思想上の闘争であって、一方の側からみれば、マルクス主義財政学の中にブルジョア的財政学の方法を持ち込む修正主義思想として宇野教授の方法論は批判されてきたし、他方の側からみれば、マルクス経済学の不十分さを補い、その欠陥を正す一大理論闘争の遂行とそれに対する不当な反論としてうけとられてきたのである。

方法論争におけるこの二つの面——プランにおける国家論の展開と宇野弘蔵教授の経済学方法論における問題点——はもともと密接な関係をもっていた。すなわち、プランにおける「国家」の範疇が経済学批判の体系の一部として経済理論的に展開しうるかどうかが、宇野経済学（以下宇野弘蔵教授の経済学方法論を基本的に継承する経済学をこのように名付けよう）の支持者と、そ

うでない人々とをわかつ分水嶺であって、一方で、宇野経済学の支持者たちが、経済科学はその発展過程において次第に政策的、政治的な目的に役立つという性格を失い、次第に純化され、客観化されてゆくために、国家の政策や、政治との関係などというものを合法則的な、何らかの法則性においてみようとする立場は経済科学の発展の中で次第に失われるし、また失われるべきであると主張するのに対して、他方、これに反対する人々は、経済科学の性格そのものがその誕生の瞬間から今日に至るまで、極めて政策的、政治的、階級的であって、一社会の進歩的階級の立場にたってはじめて科学的経済学も、財政学も客観性を持ち、また科学性をもち得たと主張する。

したがって、この両者が経済学における「国家」をいかに取り扱ったかはおのずからあきらかであって、宇野経済学が、国家などという政治的、階級的な諸事情を前提せずには考察できないような範疇を経済理論の中に無理に入れようとするのは経済理論の「純粋性」を損うものであると主張して、「国家」を経済学体系の中へ、資本や賃労働とともに対等に参加させるのを拒否したのに対して、反対者たちは、もともと経済学そのものが、階級的立場を前提としてはじめて科学的たりうると考えていたから、資本や賃労働という諸範疇そのものが、労働者階級の利益を擁護するという立場、すなわち、社会進歩の担い手の頭脳に反映した社会発展の法則の立場、歴史的に滅亡せざるを得ない資本家階級の立場にあっては絶対に発見できない法則の一反映にすぎず、ましてや「国家」だけがこの基本的な規定から逃れうるとは到底考えることができなかつたのである。「国家」の範疇もまた、資本や賃労働と同じように、労働者階級の立場にたってはじめて科学的に展開しうると主張したことはこの立場にたつ限り極めて自然であると云わなければならない。

この両者の論争は、日本の財政学方法論の最も基本的な、最も初歩的な論争点をあきらかにしてきた。この論争は、単なる財政学分野における方法論争である以上に経済学における階級性を認めるかどうかという論争だったのである。一方は、階級性を排除することによって経済学の科学性、客観性が確立さ

れ得ると考え、他方は、階級的立場にたつことによつてのみ経済学の科学性、客観性は確立されうると考えた。ここに論争全体の基本的性格は集約されている。

更に今一步をすすめて、それでは経済学における「国家」範疇の研究をいかにして遂行するかと問うた場合には、両者の解答はそれほど単純ではなくなる。もう一步すすめて「マルクス主義財政学」の体系はいかにあるべきか、ということになれば、その解答はより一層困難であった。

宇野経済学は、経済学体系における「国家」範疇の解明を拒否した以上、経済と政治のからみあつた現実過程を説明する方法として、「客観的経済法則」とは区別されるところの、すなわち、宇野経済学の用語にしたがえば、「原理論」と区別されるところの「段階論」「現状分析」という分野の設定が必要とされる。例えば、段階論的な財政学の展開は、重商主義段階の財政、自由主義段階の財政、帝国主義段階の財政というのがごとく、資本主義の歴史的発展に応じて、原理論的な、抽象的な次元ではなくして、より具体的な、国別、時代別の個性をもつた財政として、約言すれば、当時の歴史的、地理的、政治的、思想的制約からすれば、それ以外のものにはなり得なかつたという意味での必然性をもつた類型として構成されることになる。この場合には各種の財政現象は、経済過程における客観的な合法則性の反映なのではなくして、いわゆる「原理論」において明らかにされた法則が、政治的、歴史的、階級的な制約のもとで、不純にして、不完全な形式でしかあらわれないが、しかし、究極的には、「原理」にしたがって因果的に説明しうる「類型」として把握される。

したがって、宇野経済学の方法に依拠した財政学体系が例外なく重商主義、自由主義、帝国主義という三つの段階に関する財政史的な体裁をとつてたちあらわれるのは何ら不思議なことではない。

これに対して経済学における国家範疇の解明につきすんだ宇野経済学の批判者たちはマルクスが遂に展開し得なかつた国家範疇の展開を目ざし、「資本論」体系における国家の取り扱いや、マルクス・エンゲルスの古典経済学批判

を足がかりにしてこの困難な岸壁にいどもうとしたのである。財政学者にとってその際の足がかりは二つあった。一つは、マルクスの残したプランそのものの展開順序であり、今一つは、古典経済学の財政論の中から、マルクスの指摘を指針としつつ科学的なものと非科学的なものとをよりわけ、その科学的要素を展開してゆくことであった。

とりわけ経済学批判の序説における「ブルジョア社会の国家形態への総括。それ自体にたいする関係においての考察。『不生産的』階級。租税。国債。公的信用。人口。植民。移住。」という項目が注目され、古典学派が、財政を「不生産的」なるものとして把握した科学的業績を正当に評価しつつ「安価な政府論」が資本家階級の弁護論となるにすぎない限界をあきらかにするとともに、経済学がすぐれて「政治経済学」たらざるを得ない以所を強調したのであった。この場合、古典経済学が、経済と政治の矛盾に着目し、政治的観点からして軍隊、警察、司法、一部の公共土木事業費などの経費は「必要悪」として認めるが、同時に財政を資本蓄積への負担となした点を高く評価し、この政治と経済の矛盾関係の追求を財政学体系の根本におくという方法論が確立された<sup>1)</sup>。この方法論の確立にいたるまでには、さまざまな試行錯誤がなされ、今日からみれば理論的に正しくない面を含んだ主張も反対者の一部には含まれてはいたが、財政学の研究と密着した国家独占資本主義論の分野における論争が経済学における土台と上部構造の相互作用という問題を提起し、経済的矛盾の反映としての政治過程とその経済過程への反作用としてとらえようとする方法論を確立する中で、この立場は理論的に益々強固になってきたことはいうまでもない<sup>2)</sup>。

小論の試みは、宇野経済学の方法論に反対する立場にたつ財政研究者の一人として、政治と経済の矛盾の観点、土台と上部構造の相互作用という観点にたった場合、いかなる財政学体系の確立が可能か、を考察し、模索しようとするものであるが、その最初の出発点としてマルクスの経済学批判のプランのうち

1) 鳥恭彦「財政学概論」1963年、岩波書店、第1章「財政学の対象と方法」参照。

2) 池上惇「国家独占資本主義論」1965年、有斐閣、第2章「経済理論における『国家』と土台・上部構造の相互作用」参照。

「ブルジョア社会の国家形態への総括」とはどのような観点から展開されるべきか、を考察しようとするものである。

## I 古典経済学における政治と経済の矛盾と、マルクスの立場

財政学方法論の出発点が政治と経済の矛盾にあるとすれば、古典経済学におけるこの矛盾のとらえ方と、マルクスのそれとを厳密に区別することはあらゆる議論の出発点とならねばならないであろう。

例えば、アダム・スミスは、司法費についてつぎのように述べ、司法行政の維持が、金持と貧乏人の利害対立の結果に他ならぬことを公然と認めている。

「いやしくも大財産があれば、必ず不平等がある。一人の富者があるためには五百人の貧者がなくてはならず、小数の富裕には多数の貧窮は免れない。富者の富裕は貧者の怒を買ひ、後者は欠乏の衝動により或は嫉妬の感情に動かされて富者の所有物を侵すに至る。多年の、または、恐らくは多くの世代相ついででの労働により得たかの貴い財産の所有者が一夜たりとも枕を高くして眠り得るのは市民的政治の庇護あればこそである。」<sup>3)</sup>

A・スミスは、この文章に関する限り、少数の富者と大多数の貧者との経済関係とその利害対立こそ、司法行政を、したがって国家組織を不可避的ならしめる原因であることを卒直に述べている。

だがよく知られているように、つぎの有名な一句は、この指摘の將に反対のことを予想させている。すなわち云う。

「従属ほど人間を腐敗させるものではなく、しかしこれに反して、独立は人々の正直をさらに増進するのである。商工業の樹立はこの独立をもたらすのであって犯罪を防止する最善の治政である。」<sup>4)</sup>

だが、少数の富者と大多数の貧者を生みだしたものは一体なにか？ まさに

3) A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes [of] the Wealth of Nations*, Book V, Every-Man's Library, 413, Vol. 2, p. 199. 大内旧訳、岩波文庫版、41ページ。

4) A. Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow*, 高島善哉・水田洋訳「グラスゴウ大学講義」日本評論社、1947年、315ページ参照。

スミスのいう「商業および製造業の確立」ではなかったのか？ 本来、人間の独立をうながし、隷属をたち切るべき商業および製造業の発達に逆にならざる多数者の隷属を推しすすめるとすれば、商業と製造業は最良の治政となるどころか、本物の、服従と隷属を保障し、強制する装置としての権力的政治＝警察そのものを拡大しはしないのであろうか？

だがスミスはこの彼の理論の中にある根本的な矛盾には目をくれないで、この社会の経済的利益の深刻な対立から発生した行政機構とその経費を「社会一般の利益」のために支出されるものと断定してしまう<sup>5)</sup>。

スミスは司法行政の経費を一方では、富者と貧者の経済的利益の対立の産物としながら、他方において、社会全体の利益を守るための産物であると規定し、事実上、社会全体の利益とは、富者の利益にすぎないことを是認している。前者の規定においては国家経費は、富める階級と貧しい階級との経済的利益の対立の産物であり、後者の規定においては、国家経費は、富を増進させる手段にすぎず、それ故にこそ社会全体の利益となるものである。

このほか国防費においても、富める国と貧しい国の間の経済的利益の対立が侵略をよび、ために国防費が必要である、という規定によって民族的富の擁護のために国家が必要だという議論や、個人の資本によってはおこない得ない公共土木事業も社会一般の利益にとって必要であると主張され、ここでも、国民の富の増進のために国家が必要であると説かれる。

興味があるのは、教育費等の分析において企業が、労働者の知的能力を奪い、軍事的能力を奪い去るので、それを防ぐために教育が必要だという議論がみられることである。彼が分業の推進を一方で説きながら、その単純な仕事によって、人間が無能になると考え、その矛盾の克服策として教育を考えていたことが伺われるが、かかる規定もまた富の増進のための単なる手段としての国家を想定していることに変わりはない。

彼の経費論全体の中での比重から云えば、階級的な経済的利益の対立の産物

5) *The Wealth of Nations*, p. 297. 大内旧訳、254ページ。

として国家をとりあつかう態度はきわめて稀薄であるが、富を増進する手段としての国家には、多くの言葉がつけられている。

マルクスは、経済学批判の序説において、かかる古典学派の態度をつぎのように要約しているが、まことに当を得た指摘というべきであろう。

「国富の概念それ自体も、それが17世紀の経済学者たちの頭脳に紛れこんだときには、富はただ国家のためにのみ創造され、国家の威力はまたこの富に比例する、という様式においてであった。そしてこの考えは、一部はなお18世紀の経済学者たちにも継承された。これは、まだ無意識的な欺瞞的な形態において、富それ自体と富の生活とを近代国家の目的だと宣言し、かつ近代国家をたんに富の生産のための手段にすぎぬと見なしたものである。」<sup>6)</sup> (傍点は引用者)

近代国家を富の生産のための手段とみなすというスミスの基本思想を前提として、彼の財政論がくみ込まれている、という事実を強調することは決定的に重要である。なぜならばここに古典経済学の政治と経済の矛盾を考察する前提があるからである。この大前提をおいた上で、スミスは、過度の国家経費の膨脹が、資本蓄積を阻害し、自由経済のメカニズムを侵害するが故に政治と経済の矛盾が生じ、ここからいわゆる「安価な政府」が主張されているのである。

いわば、スミスにおける政治と経済の矛盾というのは、富を増進させる手段としての国家機構の維持と、富の増進そのものとの間の矛盾にすぎず、したがって、資本蓄積の中で一時的に生じる不均衡であり、資本蓄積そのものを、あるいは資本主義制度そのものを否定しかねないような矛盾では毛頭ないのである。だからスミスが一面で安価な政府を主張しながら、他面で堂々と文明的な国ほど、軍備の必要なことを説いても不思議はない<sup>7)</sup>。

古典学派の資本主義の調和的発展に関する信仰は、このような形で国家と経

6) K. Marx, *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, M-E-L-Institut, 1934, S. 244, 宮川実訳, 青木文庫版, 323ページ。

7) 島泰彦「現代の国家と財政の理論」三一書房, 1960年, 5ページ参照。



済、政治と経済の関連をみる場合にも一貫してつらぬいているのである。

それでは、国家を単なる富の生産のための手段とみなさない立場、マルクス主義の立場から云えば、国家経済のもつ意味はどのように評価されることになるのであろうか？

それは実にスミスが無意識に叙述したところの経済的利害の対立、富める階級と貧しい階級の対立の不可避的な産物として国家経費をとらえるという立場を徹底させることである。この立場を徹底させることは、資本主義社会の富の蓄積がすすめばすすむほど少数の資本家階級が圧倒的多数の労働者階級を支配せざるを得なくなり、資本家階級の富の独占の手段として、すなわち、経済的利害対立の政治的な解決の手段として司法行政機関を設け、そのための経費を必要とする、ということであった。

この場合、国家機関は、階級的対立——経済的利害の対立を根底にもつところの——の反映にすぎず、同時に経費を支弁するための財政的裏付けを確保するために再び経済過程へ反作用するという関係にある。

基本的には敵対的利益の対立を根底にもつ階級的矛盾によって国家経費が規定されるという洞察は、古典学派による資本主義の永遠性への信仰を否定するものであり、資本主義の歴史性と、不可避的な階級的矛盾の反映として国家経費を把握することを意味する。そしてこのことは、警察費、司法費などの増大を資本蓄積の不可避的な結果である階級的矛盾の拡大と、資本主義の滅亡の一徴候としてうけとることを意味する。

このように国家経費を経済関係の集中的表現としての政治的過程をふまえて考察するとすれば、この経費を前提とした上で生じる政治と経済の矛盾関係もまたスミスのそれとは根本的に異なってくることもまた当然であって、ここでいう政治とは上部構造であり、経済とは生産関係の総体としての土台であって、上部構造の整備によって土台の矛盾を政治的に解決するための手段として不生産的階級である警察官や司法関係者をやとい入れ、この不生産的階級の維持が生産関係にいかにか反作用するかを考察することが必要となってくる。

従来のブルジョア的財政学が古典学派を先頭にして経費論を軽視する傾向があり、エーベルヒのごとく、経費論そのものを否定しようとする考えがあとをたたないのは、以上の考察によってはっきりとその訳が解明できる。

行政費の最も簡単な形態である司法行政費において最も典型的にあらわれるように経費の徹底的検討は、資本主義制度そのものを否定するような矛盾の認識に到達せしめうという可能性こそ経費の科学的解明を妨げる真因といえるであろう。

以上、古典学派における政治と経済の矛盾とマルクス主義におけるそれとのつかみ方の基本的な相違を考察したのであるが、その基本的な相違点はただ一つ、古典学派が、国家を富の生産の手段にすぎないものとみなした上で、国家機関の維持（政治）と経済（資本蓄積）の間の矛盾を考え、その枠内で「安価な政府」などの主張が生まれているのに対して、マルクス主義財政論は、国家を資本家階級と労働者階級の階級的矛盾の反映であり、敵対的な経済的利益の対立の政治的解決手段とみなし、国家経費を資本主義の歴史性の洞察の認識と結びつけ、その上で、国家機関の維持と経済との関係を考察するというこゝである。

## II ブルジョア社会の国家形態への総括について

以上考察してきたところから、スミスが財政学を経済学体系の最後においた意味は、一面では富の生産を近代国家の目的とし、他面では近代国家の生産の単なる手段だとみなしたからだということはあきらかであろう。

ブルジョア社会を国家形態で総括するについてスミスが前提した理論とはまさにこのようなものであるから、私達のように、近代国家を富の生産のための単なる手段とはみずに、敵対的経済的利益の対立関係を根本にもつところの階級的矛盾の反映であり、経済的に優勢な階級によるところの経済的に劣勢な階級に対する政治的抑圧機関であるとみなす立場からすれば、ブルジョア社会の国家形態での総括とは、資本、賃労働、土地所有の分析によってあきらかにさ

れたブルジョア社会の三大階級が敵対的な利害対立を経済的対立から政治的対立にまで高めることを通じてはじめて総括されうる。すなわち、ブルジョア階級と地主の同盟による労働者階級の抑圧体制という形態においてブルジョア社会ははじめて総括されうるのである。

マルクスは、近代ブルジョア社会において直接的生産過程に対する資本家の權威が、過去の社会構成体——奴隸制や農奴制——のように政治的、または、神政的な權威にもとづくものではなくして、資本家の私有財産所有者としての權威にのみもとづいていることを強調した。このことは、国家によるブルジョア社会の総括が、まず経済的なものであることは不可能であって、何よりも政治的なもの以外ではありえないことを意味する。

すなわち農奴制や奴隸制にあっては、奴隸主や、農奴主の経済外的強制力が、直接的生産過程における所有関係と不可分に結合しており、経済外的強制力が国家権力と結びつく限りにおいて、国家が当該社会の普遍的な利益の代表者として、経済活動そのものの中に入り込み、この面では、社会を経済的に総括しつつ、他面では、敵対的な階級関係の反映として、経済的に優勢な階級の利益を擁護する階級抑圧機関として、社会を政治的に総括することができる。例えば封建領主は、土地所有者として、農奴に対立する労働諸条件の担い手であると同時に、経済外的強制力をもった政治的支配者である。彼は、階級的抑圧者であるという面では、政治的に封建国家を総括しているけれども、彼のこの総括は、政治的抑圧のみによってなりたっているものではなくて、同時に、直接的生産過程における權威者として封建国家を総括している限りにおいてのみ政治的抑圧を維持しつづけることができる。封建領主が、直接的生産過程における權威を喪失するならば、彼の政治的支配力は崩壊してしまうし、逆に、彼の政治的支配力の喪失は、彼をして直接的生産過程における權威たらしめ得ない。

これに反して、資本主義社会においては、資本家は直接的生産過程の權威であり、労働に対立する労働諸条件の担い手であるけれども、この權威は何ら、

経済外的強制や国家権力による社会的分業の総括と結びつくものではない。逆に、国家権力からの完全な自由と商品所有者として対立しあう資本家の間の完全な無政府性こそがこの生産様式を特徴づける。いわば、資本家の工場内部での権威が高まるほど、社会的には、無政府性こそが、経済的総括をおこなうという反比例関係が成立する。

ここでは、ブルジョア社会を経済的に総括するものは「無政府性」であって、資本家階級は、この社会の基本原則—私的所有と商品生産——からして、ブルジョア社会を「経済的に」総括することは絶対にできないのである。そうすれば、ブルジョア社会を国家形態において総括するといえ、政治的にのみ、すなわち、この社会の敵対的な利害対立とそれを促進しつつある無政府性から発生する階級的対立を経済的に優勢な階級が「政治的に」他の階級を抑圧するという形式においてのみブルジョア社会は国家的に総括されるのである。

以上述べてきたことをマルクス自身の言葉によって今一度再検討しておくことは有益であろうと考えられる。なぜならば、このブルジョア社会の国家形態での総括という規定をしばしば「経済的な総括」と解したために、従来のプラン論争や、積極的展開はしばしば行詰りをみせ、最近に至っては一連の修正主義的な理論的系譜すら生みだすに至ったからである。

マルクスは、「資本論」、第3巻、第51章「分配諸関係と生産諸関係」において次のように云う。

「資本家が資本の人格化として直接的生産過程で有する権威——彼が生産の指導者および支配者として演ずる社会的機能——は、奴隷・農奴などによる生産にもとづく権威とは本質的に異なる。

資本制的生産の基礎の上では、直接的生産者大衆にたいしては、彼等の社会的性格が、厳しく規制的な権威の形態、完全な階層制として編成された・社会的な・労働過程の一機構の形態、で対応しているのに、——といっても、この権威の担い手は、労働に対立する労働諸条件の人格化としての担い手にすぎず、従来の生産諸形態のばあいのように政治的または神政的支配者としての担い手で

はない、——この權威の担い手たる、商品所有者としてのみ対応しあう資本家たち自身のあいだでは、最も完全な無政府性、すなわち、その内部では生産の社会的関連が個人的恣意に対立する圧倒的自然法則としてのみ自己を主張するような無政府性が、支配的である。』<sup>8)</sup>

ここでマルクスが最も鋭く指摘しているのは、資本家の工場内での生産の組織性がつよまり、資本家の權威が工場内でつよまればつよまるほど、社会的生産の関連は、無政府性による以外には経済的には総括されえないこと、そしてこれこそは、農奴制や奴隷制の生産様式と資本制の生産様式をわかつ基本だということ述べているのであって、国家による社会的分業の総括が即自的にはおこなわれているなどと主張する一部の俗説とは、真向から対立する見解をあきらかにしている。

また、この無政府性による総括を国家の側からみれば、行政の「無力」こそ、正常な法則だとする規定が生まれても何ら不思議ではないであろう。

マルクスは1844年、論説『一プロシヤ人著、プロシヤ王と社会改革』にたいする批判的傍註』においてつぎのように主張する。

「国家は、自分自身を揚棄しないでは、一方においては行政の規定と行政の善意との矛盾、他方においては行政の規定と行政能力を含めた手段との間の矛盾を、揚棄することはできない。というのは、国家は、この矛盾に基礎をおいているからである。それは、公生産と私生産との矛盾、普遍的利害と特殊の利害との矛盾に基礎をおいている。だから、行政はどうしても形式的・消極的活動にかざられる。なぜなら、市民生活とその活動がはじまるところ、ちょうどそこで、行政の力がはたらかなくなるからである。実際、この市民生活の、この私有財産の、この商業の、この工業の、各種市民群のこの相互掠奪の、非社会性からうまれる諸結果にたいしては、無力が行政の自然法則である。けだし、市民社会のこの細分性、この陋劣性、この奴隷状態こそ、近代国家がよっても

8) K. Marx, *Das Kapital*, III, Dietz Verlag, 1954, SS. 937-38, 長谷部訳, 青木文庫版, ⑬, 1240-41ページ。

ってたつ自然的基礎だからである。……近代国家は、いやしくもその行政の無力を揚棄しようとするれば、現代の私生活を揚棄しなければなるまい。いやしくも私生活を揚棄しようとするれば、自分自身を揚棄しなければなるまい。」<sup>9)</sup>

この叙述においてマルクスは、自由競争—無政府的商品生産と私的所有—相互掠奪の基礎上では、行政は完全に無力であって、行政による社会全体の利益の向上などという幻想に痛撃を加えている。彼によれば、国家そのものの存立が、社会の普遍的利益に対立した私的所有者—特殊な利益の擁護者の存在、すなわち、無政府性を前提としてはじめて可能となること、この無政府性は、行政の無力、すなわち、私生活の「自由」としてのみあらわれることをこのマルクスの初期の著作の中で明瞭に指摘している。

ブルジョア国家によるブルジョア社会の総括とは、この規定にもとづく限り、私的な利潤追求に自由を保障し、社会的害悪には「無力」なる「総括」にすぎないことは今やあきらかである。

それでは、国家は、ブルジョア社会をいかにして総括しうるか？

マルクスは、1854年、『ニューヨーク・ディリー・トリビュン』への一論でつぎのように国家機構の本質を規定する。

「現代の支配階級の特権と労働者階級の奴隷制度とは、ともに現行の労働の組織からうまれる。もちろん前者はそのもちあわせているいっさいの手段をつくしてこの現行の労働の組織を防衛し維持するであろう。このような手段の一つが近代の国家機構である。」<sup>10)</sup>

資本家階級による私有財産擁護のための政治機関、ここにこそ国家が、ブルジョア社会の総括を行ないうる唯一の形式があるいえるのである。

ブルジョア社会の国家形態への総括とは、支配的階級であるブルジョア階

9) K. Marx, Kritische Randglossen zu dem Artikel „Der König von Preußen und die Sozialreform von einem Preußen“ („Vorwärts“ Nr. 60), *Marx Engels Werke*, Bd. I, 1961, SS. 401-02, 大月版「マルクス・エンゲルス選集」補巻, 4, 206-07ページ。

10) K. Marx, Die Eröffnung des Arbeiterparlaments—das englische Kriegsbudget, London, Dienstag, 7. März 1854, *Marx Engels Werke*, Bd. 10, S. 118, 大月版「マルクス・エンゲルス選集」第6巻, 下, 327ページ。

によって、敵対的な経済的階級の利害対立を政治的に克服するための諸手段による総括である。この手段そのものはスミスのみたように、資本蓄積を促進することをもって特徴づけられるのではなくして、何よりもまず、支配的階級が自己の経済的利益を他階級の抑圧によって確保せざるを得ないという点で特徴づけられている。

この「総括」の政治性、階級性こそブルジョア社会の国家形態への総括を特徴づける。

### Ⅲ 結 論——従来の論争の回顧——

従来の経済学体系論の重要な論争点の一つは、マルクスのいわゆるブルジョア社会の国家形態での総括はいかにして可能か？ を研究することにあつた。最初から「国家」の経済学体系への参加を拒否した宇野経済学の立場にたつ理論は別として、すくなくとも経済学体系における「国家」を論じようとするものは、この「総括」を何と解すべきかをめぐって多くの見解をくりひろげた。

例えばある論者は、資本主義社会の信用組織をもって、国家形態での総括がおこなわれ得ないか？ を研究した。たしかに、イングランド銀行のごとき中央銀行や株式会社はその機能において社会の上になつかにみえ、中央銀行の貨幣政策をもって、国家的規模での「総括」をおこなっているようにみえる。だが一歩たちち入って考えるならば、中央銀行制度をはじめとする銀行制度、株式会社に代表されるブルジョアの信用制度は、国家的形態におけるブルジョア社会の総括そのものではなくして、それが「私的」なものに止まる限り、ブルジョアの国家権力によって保障されている「商業の自由」の必然的な産物であること、それが「公的」な法的表現をもつ限りではこの「商業の自由」を促進し、発展させるための国家権力による経済過程への反作用、資本制的生産の発展の方向に作用する国家権力の一つの経済的能力にすぎないことを見出すであろう。それが「私的」信用制度である限りは、いかに貨幣の取り扱いを社会的規模において行なおうとも、私的所有、商品生産、したがって経済活動の無政府

性そのものの一部分であって、資本主義的生産様式においては、無政府性のみが生産の規制者であるという事実を寸分も変更するものではない。したがって私的信用制度を経済過程におけるブルジョア社会の「総括」として特徴づけることは絶対に不可能である。

私的信用制度が、公的な法的表現をもつ慣行、または原則にまで高められたとしても、このことは何ら無政府の止揚ではなく、逆に無政府性の保障であり、促進者であるにすぎない。この場合における信用制度は、より富裕な人々のために、より富裕でない人々の資本を動員する手段としての私的本性を法的に保障されるのであって、競争しつつある財産所有者間の競争=矛盾をより富裕な財産所有者の利益に合致する方向で促進する手段である。私的信用制度の本質は何ら変化しないばかりでなく、国家そのものが、最も富裕なる人々の利益を守る装置であることが前提されている。国家によるかかる総括は、なるほど資本所有者間の矛盾をより富裕な人々の利益に合致する方向で「政治的に」解決し、促進する限りにおいて、経済における無政府性の政治的表現であり、無政府的経済社会の政治的総括ではあるが、国家がよってたつ最も深刻な矛盾、ブルジョアジーとプロレタリアートの階級的矛盾を予定するか、あるいは前提するというにとどまり、資本所有者間の対立を政治的に解決するという意味で国家によるブルジョア社会の政治的総括の一部分を表現しはするが、より基本的で、より根本的な規定を何らあたえるものではないのである。ブルジョア社会の国家形態への総括において出発点となりうる矛盾とは、この社会の基本的な生産関係の反映であるところのブルジョアジーとプロレタリアートの対立であり、それによってあたえられるブルジョアジーの階級独裁の機関としての国家こそ、この「総括」における基本的な規定である。資本所有者間の矛盾をより富裕な人々の利益に合致する方向で解決するための信用制度にともなうその法的確認は、階級的な「総括」によって規定されながら、ブルジョア階級内部の矛盾を資本の集積と集中の法則にのっとって促進するものである。それは、国家によるブルジョア社会の総括の一部分ではあるが、「総括」の本質的部分ではない。



したがって、信用制度をもって、ブルジョア社会の国家形態への総括をとみなす解釈は、二重の意味においてなりたちにいく。第一にそれが私的信用制度にとどまる限りは、ブルジョア社会の総括ではなくして、無政府性そのものである。

第二に、それが、法的表現をもつ限りでは資本所有者間の矛盾、すなわちブルジョア階級の内部矛盾の政治的解決形態であって、その限りでは、ブルジョア社会の国家形態への総括の一部分ではあるが、階級的矛盾を直接に反映していないという限りにおいて、ブルジョア社会の国家形態への総括の根本を規定するものでは何らないのである。

このほか、労働立法などにみられる労働力保全のための国家の機能をブルジョア社会国家への総括の中心におくとか、本源的蓄積過程における国家の経済的力能を「総括」の中心におくとか、再生産過程全体を国民経済におきなおして「総括」の中心におくとか、さまざまな主張がみられるけれども、いずれも、階級的矛盾を根本においてないという点で、信用制度を根本におく論者と大同小異であり、ブルジョア社会の国家形態への総括をこれら副次的な諸規定から出発させることは不可能であるといわねばならない。

これらの「副次的」な規定を出発点とした「国家」論の展開はいずれも徹底させられると「経済過程の無政府性の克服手段としての国家」を暗に前提するようになり、また、国家を富の生産のための単なる手段とみなすという古典経済学の限界内に止まることが特徴的である。さらに一步すすめば、生産過程の「総括者」としての国家、権力機関としての規定とは独立した「経済的国家」を想定するようになるのである。

戦後の財政学方法論をめぐる論争は幸いにしてここまで迷い込むことは免れた。それは、何よりも、現代資本主義論や、国家独占資本主義論において、「経済的国家」論に誤った典型があらわれたために方法論上の反省をうながされたことにもよるが、より基本的には、宇野経済学との方法論争の中で、経済科学そのものの階級性を認めるかどうかをめぐって論争し、古典経済学の階級性の分析を通じて経済学体系における「国家」論に接近したからである。古

典経済学の国家論における「階級性」が暴露され、国家を富の生産のための単なる手段とみなすブルジョア的限界が一旦あきらかにされるならば、ブルジョア社会の国家形態への総括とは、階級的矛盾の政治的な解決形態、すなわち、ブルジョアジーによるプロレタリアートの抑圧機関としての国家による「総括」以外には考えることができず、土台と上部構造の相互作用の中で、ブルジョア社会の「総括」を規定せざるを得ないことを知るであろう。

この「総括」は、工場内における権威者としての資本家が、その権威を高めれば高めるほど、社会的には無政府性のみが生産の規制者となるという資本主義の一法則によって現実の裏付を与えられる。農奴制や奴隷制と異なり、資本体制生産は、直接的生産過程における政治的、あるいは神政的権威を否定することによってのみより急激な発展をとげ得た以上、生産の総括者としての国家はもはや存立する余地はない。したがって、競争と無政府性、そこから不可避免的に生みだされる階級的矛盾を反映した上部構造としての国家だけが、政治的、階級的にブルジョア社会を「総括」するのである。

結論——「ブルジョア社会の国家形態への総括」とは、政治的、階級的なブルジョア国家、上部構造の一つとしての国家権力によるブルジョア社会の「総括」以外のものではない。

これは第一に、古典経済学の国家論が国家を富の生産のための単なる手段とみなした点を批判すれば不可避免的に到達する結論であり、第二に、農奴制や奴隷制と異なる資本制生産の特徴、直接的生産過程における資本の権威の強化に立って無政府性のみが生産の規制者となるという特徴から不可避免的に到達する結論である。従来、信用制度、資本主義的改良、本源の蓄積における国家の経済的力能などがブルジョア社会の国家形態への総括における出発点だと主張されてきたが、これらはいずれも古典経済学的限界、すなわち、富の生産のための単なる手段として国家をみなすという限界内においての主張であり、副次的要素にとらわれて、ブルジョア社会の基本的な規定性＝階級的矛盾を根本におきえない謬見である。